

監査結果に係る措置通知書

企 画 市 民 局	
監 査 結 果 (指摘事項)	改 善 措 置
<p><仙台市が設置するスポーツ施設></p> <p>(8)①(ウ)非公募に係る施設の事業報告書の入手 平成 16 年度は 22 施設, 平成 17 年度は 13 施設を非公募によりスポーツ事業団を指定管理者とする協定書には, いずれもその第 12 条に地方自治法第 244 条の 2 第 7 項に基づき年度事業報告書の提出を求めているのであるが, 事業報告書の収受については, 3 月 31 日の収受となっており, 事業年度の末日において, その年度の事業報告書を収受したとすることは現実的ではなく, 実際に収受した日付によって収受処理をすべきであったと思われる。(下記 (エ) 参照)</p> <p>また, 事業報告書としては, 協定書に盛り込まれた項目を網羅した内容の, 一式のものとして徴求しなければならない。協定に基づく徴求書類を適切に入手することはもちろんであり, 十分な内容を整えたものであるかを確認し, 管理の道具とする必要がある。</p> <p>(8)①(エ)事業報告書の収受について 平成 17 年度スポーツ事業団を指定管理者とした仙台川内庭球場の事業報告書には平成 18 年 3 月 31 日の収受年月日を押印してあるが, 当該年月日は, 指定期間の末日であり, 実際, 当該日で報告書を作成することは無理であることは自明である。実際の収受が同日付であれば内容に問題無しとは言えなくなる。実際に収受した年月日の問題であれば無理に 3 月 31 日に合わせるものが問題となる。事実の記録に留意する必要がある。</p>	<p>非公募によりスポーツ振興事業団を指定管理者とする 13 施設の事業報告書の収受については実際の日付で行うこととし, 平成 18 年度事業報告書については, 平成 19 年 5 月 31 日付で提出され, 同日収受した。</p> <p>事業報告書については, 新たに, 使用許可件数, 指定管理業務に派生する収入に関する事務の料金の状況, 広報の状況, 運営についての自己評価, 修繕件数, 自主事業の実施状況等を記載させることによって協定書に盛り込まれた項目を網羅し, 十分な内容を整えた一式の事業報告書であることを確認した。</p> <p>仙台市川内庭球場の事業報告書の収受は実際の日付で行うこととし, 平成 18 年度事業報告書については, 平成 19 年 6 月 1 日付で提出され, 6 月 5 日収受した。</p>